

国定公園の展開について

参考資料 2

国立公園満喫プロジェクトの取組成果を踏まえ、令和3年度予算による多言語化の充実やコンテンツの造成・受入体制整備の支援及び自然公園法の改正案により国定公園に展開を図り、優れた自然資源を活かして広域的な自然観光を推進する。

1. 令和3年度予算案等における国定公園対象事業

- ①国立公園等多言語解説等整備事業（補助）
- ②国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業（補助）
- ③国立公園・温泉地等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業（令和2年度3次補正予算）（補助）



【展開の方法】

- 各補助事業に対する公募を通じて支援
- ①②については、以下の点などを考慮して優先的に支援
 - ・自然景観等のポテンシャルの高さ、地域における受入体制の充実状況、周辺の国立公園との一体利用等
 - ・訪日外国人旅行者の地域での受入環境を整えるもので、訪日外国人の誘客が見込める地域

（参考）支援事業の公募情報ウェブサイト

○地方公共団体・事業者向け支援事業【令和2年度補正予算及び国際観光旅客税等】

<http://www.env.go.jp/nature/np/ryokakuzei00/index.html>



2. 自然公園法改正案の主な内容

- ①地域主体の自然体験アクティビティ促進の法定化・手続きの簡素化
- ②地域主体の利用拠点整備の法定化・手続きの簡素化
- ③保全管理の充実

詳細については以下を参照

○令和3年3月2日発表：自然公園法の一部を改正する法律案の閣議決定について

<http://www.env.go.jp/press/109250.html>

